

OMIC Food Safety Newsletter No. 483 July 12, 2019

日本の食品安全情報をタイムリーに日本語とタイ語で解説するニュースレターです。

★ 今週のトピックス (日本の厚生労働省からの情報)

1. モニタリング検査の追加 (違反による引上げまたは検査命令解除による引下げ: 検査頻度 30%)
(2019年6月下旬)

通知	対象食品(含加工食品)	検査項目	区分	備考、参照 URL
6/27	タイ産ドリアン	プロシミドン	強化	https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000522671.pdf (基準値 0.01 mg/kg-ppm)

2. タイ産品の輸入違反事例 (2019年6月下旬)

日付	品名	違反内容	基準	検査の種類
6/24	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱): キャッサバ (FROZEN CASSAVA FRIES-SQUARE CUT)	シアン化合物検出 (29 mg/kg)	不検出 (10 mg/kg - ppm)	検査命令
6/24	生食用冷凍鮮魚介類: 活けメアトラン切落とし	成分規格不適合 (大腸菌群 陽性)	陰性	モニタリング検査

★ RASFF マンスリーレポート

- EUにおけるタイ産食品の違反情報 (2019年6月下旬)

日付	届出国	届出理由	通知タイプ
6/28	UK	冷凍塩鶏胸肉の輸入者 Health certificate の有効期限未記載	Border rejection

★ 栄養成分表示義務化における経過措置期間終了

一般用加工食品について原則として栄養成分表示を義務化することを定め平成27年4月1日に施行された食品表示法に基づく食品表示基準についての経過措置期間が令和2年3月31日をもって終了します。この食品表示基準の義務対象となるのは、一般用の加工食品及び食品添加物で、これらの商品については容器包装に熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(食塩相当量に換算したもの)の表示が必要となります。また栄養成分表示が任意である生鮮食品や業務用加工食品においても、表示する場合は食品表示基準に従う必要があります。

食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン(消費者庁)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/

(詳細については、リンク先「<事業者向け>食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン第2版(平成30年5月18日訂正)」をご参照ください。)

★ バンコク支店からのお知らせ

バンコク支店ラボでは、6/24付けのISO17025認定証の更新により、認定項目数が351項目から429項目に追加されました。認定の拡大品目及び項目の一例は下表の通りです。

品目	分析項目
米	農薬 40 項目、オクラトキシン
水	ミネラル、重金属
砂糖類	全糖、還元糖、単糖等

更新後の認定証、項目の詳細リスト等については、ページ下のお問合せ先にご連絡ください。バンコク支店ラボでは、よりお客様のご要望に広範囲にお応えできる様、来年以降も認定項目の大幅な増加を予定しています。

※次号のOMIC Food Safety Newsletter No. 484の発行は、7月26日とさせていただきます。